

木造住宅の無料耐震診断 及び 木造住宅耐震補強工事等 補助制度のご案内

朝日町では昭和56年5月31日以前に完成（着工含む。）された木造住宅を対象に無料で耐震診断を実施しています。また、一定の条件のもとで耐震補強工事費用及び耐震補強設計費用の一部を補助する制度もございますので、この機会に是非ご利用ください。

◎木造住宅の無料耐震診断

【対象住宅】

昭和56年5月31日以前に完成（着工含む。）された在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁工法の木造住宅で階数が3階以下、延べ床面積の過半数の部分が住宅の用に供されている建物。（ログハウスやプレハブ住宅は対象外）

◎木造住宅耐震補強設計にかかる費用の補助制度

【対象住宅】

耐震診断の対象住宅と同じ。

【対象設計】

三重県木造住宅耐震診断マニュアルに基づく耐震診断（町の無料耐震診断）または（財）日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく耐震診断の結果、耐震評点が0.7未満と判定された上記対象住宅を同1.0以上となるように補強する工事の設計。

【補助金額】

耐震補強設計にかかる費用の2/3（上限16万円）

【注意事項】

設計業務契約をされる前に必要な手続きがありますので、事前に産業振興課へご相談下さい。契約された後の申請は出来ませんのでご注意下さい。

◎木造住宅耐震補強工事にかかる費用の補助制度

【対象区域】

1ヘクタールあたり10戸以上の建て込んだ区域又は指定された避難路沿い。

【対象住宅】

耐震診断の対象住宅へ現に居住しており、次の①から③のいずれか（貸家にあつては、①のみ）に該当する者が所有する木造住宅。

- ①収入（公営住宅法施行令第1条第3号に定める収入で「月例収入」といいます。）が同令第9条第1項に定める額（月例収入313,000円）以下の世帯。
- ②60歳以上の者のみで生活している世帯。
- ③公営住宅法施行令第6条第4項第1号に定める世帯。

【対象工事】

三重県木造住宅耐震診断マニュアルに基づく耐震診断（町の無料耐震診断）または（財）日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく耐震診断の結果、耐震評点が0.7未満と判定された上記対象住宅を同1.0以上となるように補強する工事。（上記マニュアル等に基づく補強計画（設計）策定が必要。）

【補助金額】

次の①と②を合計した金額が補助金額になります。

- ①耐震補強工事にかかる費用の2/3（上限60万円）
- ②耐震補強工事にかかる費用の11.5%（上限60万円）

【その他】

耐震評点が0.7未満と判定された上記対象住宅を同0.7以上となるように簡易補強する工事についても補助制度がございますのでお問い合わせ下さい。

【注意事項】

補強工事契約をされる前に必要な手続きがありますので、事前に産業振興課へご相談下さい。契約された後の申請は出来ませんのでご注意下さい。

◎申し込み方法

各申込書を産業振興課窓口へ提出してください。

問合せ及び申込書配布先 産業振興課 TEL 377-5658

